

## 公 告

業務企画コンペを実施するので、次のとおり公告する。

平成 30 年 4 月 17 日

鳴門市長 泉 理 彦

## 1. 趣旨

季節イベントを通して、子どもたちを中心とした来園者（公園利用者）の方々に、体験学習活動等の支援及び、ふれあいや交流を深めながら、有意義な一日を共有していただく場を提供する。

また来園者の拡大や、施設のPRの推進を図ることを視野に入れた季節イベントを夏季及び、冬季に実施するため、以下のとおり企画提案を募集し、季節イベント業務企画コンペを実施する。

## 2. 業務企画コンペに付する事項

## (1) 名 称

平成30年度鳴門ウチノ海総合公園季節イベント業務企画コンペ

## (2) 方 法

企画提案書（内容）と見積額その他関係書類によるコンペ方式

## (3) 場 所

鳴門ウチノ海総合公園 鳴門市鳴門町高島字北679

（変更がある場合は、ご連絡します）

## (4) 内 容

この業務企画コンペは「わくわく夏パーク」及び「わくわく冬パーク」のイベント企画提案内容を、別表1の評価基準表の評価項目に基づき、格別に審査し、来園者の拡大や、施設のPR等の推進を図ることに最も優れた企画内容を提案した事業所を選出することを目的としています。

## (5) 開催イベント名及び実施予定日時

季節イベント名	実施予定日	予備日
わくわく夏パーク	7月15日（日） 10時～16時	7月16日（月振） 10時～16時
わくわく冬パーク	12月23日（日） 10時～16時	12月24日（月振） 10時～16時

## (6) 募集期間

平成30年4月17日（火）～5月10日（木）17時まで。

## (7) 応募方法

前項（6）の募集期間内に、次項（8）の提出書類を定められた様式で、必

要部数作成し、鳴門市公園緑地課へ持参するか、郵送で提出すること。郵送の場合、締切日を厳守すること。

#### (8) 提出書類

提出書類	提出様式	提出部数	備 考
(1) 応募申込書	様式 1	1 部	A 4 版
(2) 企画提案書	自 由	1 2 部	A 4 版 (A 3 版の折込可)
(3) 委託業務見積書	自 由	1 部	A 4 版 (費用の内訳も提示のこと)
(4) 誓約書	様式 2	1 部	A 4 版
(5) その他関係書類	自 由	各 1 部	注 2) その他関係書類の提出参照

注 1) 委託業務見積書の内訳には、当日使用する備品等の数量及び費用を的確に算出し記載すること。概ねの数量で算出し記載しないこと。

注 2) その他関係書類の提出

- ① 法人登記事項証明書 (コピー可)
  - ② 財務諸表、(損益計算書、貸借対照表)
  - ③ 前年度の納税証明書 (法人県民税、法人事業税等コピー可)
  - ④ 事業所概容 (会社の沿革、資本金、従業員数等 様式自由)
  - ⑤ これまでのイベントの開催で、行政との活動実績や協働実績がある場合は必ず提出すること。(日付、イベント名記載 様式自由)
  - ⑥ 当日のイベント実施体制図を作成し、各イベントの実施場所、配置するスタッフの人数等を記載し提出すること。(様式自由)
- 必ず上記①から⑥までの書類を、定められた様式で、必要部数作成し提出すること。

注 3) 「わくわく夏パーク」と「わくわく冬パーク」をそれぞれ 1 案のテーマを設定し、目的性・満足度・確実性・安全性を明示すること。

注 4) 企画提案書を選定委員の人数分作成し提出すること。(様式自由 1 2 部)

注 5) コンペに関する質問は、別紙「質問書 (様式 3)」を使用し、ファクシミリによる提出を原則とする。

質問書の受付は 4 月 3 0 日 (月振) 1 7 時までとし、最終回答日は 5 月 2 日 (水) 1 7 時までとする。

### 3. イベント委託金額

各季節イベント委託金額は、以下のとおりとする。

『わくわく夏パーク』 1, 5 0 0, 0 0 0 円 (消費税抜き)

『わくわく冬パーク』 1, 5 0 0, 0 0 0 円 (消費税抜き)

上記金額は、運営費、企画費 (チラシのデザイン含む) の経費を含んだものとし、提示した金額内であればよい。限られた予算で最大の効果を上げることがを目的としているので、必ずしも安価なものを評価するとは限らない。

### 4. 業務企画コンペ参加条件

この業務企画コンペに参加する者に必要な資格及び条件は、次に掲げるすべての事項に該当することを要する。

- (1) 鳴門市物品等一般競争入札(指名競争入札)及び随意契約参加資格者名簿に記載されている競争入札参加の有資格者で営業品目にR 5 0 1(イベント企画)があること。
- (2) 徳島県内に本社もしくは営業所を有する者であること。
- (3) イベント企画、イベント運営、会場設営のできる者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 国及び所在の地方公共団体が賦課徴収する全ての税について未納のない者であること。

#### 5. 応募締切り後の企画提案書の提出

前条の業務企画コンペ参加条件を満たしていても、応募締切り後の企画提案書の提出はできない。また受付けない。

#### 6. 審査に関する事項

##### (1) 審査日時

審査日時は、企画提案書の提出期間終了後21日以内に行うものとし、審査日が決まり次第、文書にて通知する。

##### (2) 審査方法

企画提案書の提出期間終了後21日以内に選定委員会を開き、別表1の評価基準表に基づいて「わくわく夏パーク」及び「わくわく冬パーク」の提案内容を別々に審査、採点し、それぞれ高得点を得た事業者を選定する。この場合1社若しくは、2社となる。

##### (3) 審査対象基準

鳴門市がそれぞれのイベントの企画内容に条件をつけて公募した場合、その条件を満たしている企画提案書のみ有効とし、満たしていない企画提案書は審査対象外とする。

##### (4) 審査結果に同得点が生じた場合の措置

それぞれのイベントに2社またはそれ以上で、採点結果に同得点が生じた場合は、本公告第6条審査に関する事項第7項審査の主なポイント(ア)〔別表1の評価基準表の評価項目第1の目的性〕が高得点であった事業所に決定する。また、それでも同得点が生じた場合は、(ア)で得た点数に(エ)〔別表1の評価基準表の評価項目第4の安全性〕で得た点数を加え、高得点であった事業所に決定する。それ以降の判断は、選定委員会委員長が決することとする。

##### (5) 採用企画の決定

本公告第6条審査に関する事項第2項、第3項及び、第4項に基づき事業者を決定する。

(6) 審査結果の通知

選定結果と採用団体名を応募者に文書で通知する。なお、審査結果の通知は選定委員会終了後14日以内とする。

(7) 審査の主なポイント

- (ア) 公園利用者の拡大や、施設のPR等の推進につながることを目的としたアクションとなっているか。(目的性)
- (イ) 来園者が関心や興味を持っていただき、家族等で楽しめるものになっているか。(満足度)
- (ウ) 開催日までのスケジュールと、当日のスケジュールは詳細で確実性が高いものに組まれているか。また提出した企画内容に対し、来園者数が多く見込まれる企画内容になっているか。(確実性)
- (エ) 開催日において警備員、看護師等の配置を含め、来園者の安全対策は十分にできているか。(安全性)
- (オ) 本業務を実施できる能力と実績を有しているか。(実績)

7. 企画決定後の採用取消し

(1) 次のいずれかに該当するときには、採用の決定を取消すことがある。

- (ア) 企画提案に際して、提出書類等に虚偽の内容を記載し、事実と反し企画提案書を提出した事業者。
- (イ) 業務企画コンペに際して、関係者等に不正行為を行った、また行おうとした事業者。

(2) 採用取消し後の措置

採用決定後に上記に関する事案が生じた場合は、採用を取り消し、選定審査結果第2位の事業者を繰上げ採用する。また、これによる採用を取消された事業者は、当該コンペに以後応募できない。

8. 業務企画コンペ応募申込書等の配布

(1) 配布期間

平成30年4月17日(火)～平成30年5月10日(木) 9時から17時まで。

(2) 配布場所

〒772-0051 鳴門市鳴門町高島字北679

鳴門市役所 経済建設部 公園緑地課 (鳴門ウチノ海総合公園内)

(3) 配布方法

公園緑地課での手渡しによる配布及び、応募申込書その他関係書類を鳴門市公式ウェブサイトに掲載する。

鳴門市公式ウェブサイトアドレス : <http://www.city.naruto.tokushima.jp>

9. その他

- (1) 業務企画コンペに関する事務局を、鳴門市 経済建設部 公園緑地課 (鳴門ウチノ海総合公園内) におく。
- (2) 業務企画コンペの応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (3) 提出された資料は採否に関わらず返却しない。ただし、企画提案書の意匠は

提出した者に属する。

- (4) 提出された企画提案書は、審査選定以外に無断で使用しない。
- (5) 受託者は、イベント実施にあたり、第三者と損害賠償その他問題が発生した時は、その処理と一切の責を負うこととする。
- (6) 採用を決定した事業者と、企画内容の一部を再検討し、変更する場合がある。
- (7) 審査委員会の指示により、一社のみ応募でもプレゼンテーションを行う場合がある。
- (8) 問い合わせ先

〒772-0051 鳴門市鳴門町高島字北679

鳴門市 経済建設部 公園緑地課（鳴門ウチノ海総合公園内）

TEL 088-683-6556

FAX 088-687-3178

公園緑地課 E-mail: koenryokuchi@city.naruto.i-tokushima.jp

#### 10. 様式等

- (1) 鳴門ウチノ海総合公園季節イベント業務企画コンペ応募申込書（様式1）
- (2) 鳴門ウチノ海総合公園季節イベント業務企画コンペ誓約書（様式2）
- (3) 鳴門ウチノ海総合公園季節イベント業務企画コンペ質問書（様式3）
- (4) 鳴門ウチノ海総合公園施設平面図（鳴門市公園緑地課で配布 ※要連絡）

様式1

鳴門ウチノ海総合公園季節イベント業務企画コンペ応募申込書

平成 年 月 日

鳴門市長 泉 理 彦 殿

鳴門ウチノ海総合公園季節イベント業務企画コンペ実施要領の条件等を了解し応募します。

住 所

事業者名称

代表者名

印

電話番号

F A X 番号

E-mail

1. 業務企画の担当者（業務の企画運営・実施における担当者。）

責 任 者 (職・氏名)	
担 当 者	

2. 連絡先（事業者の住所等と異なる場合に記入してください。）

連 絡 先			
住 所			
電 話		F A X	
E-mail			

様式2

# 誓 約 書

平成 年 月 日

鳴門市長 泉 理 彦 殿

鳴門ウチノ海総合公園季節イベント業務企画コンペ応募に係る書類は事実と相違ないことを証明します。

住 所

事業者名称

代表者名

印

電話番号

F A X 番号

E-mail

様式3

鳴門ウチノ海総合公園季節イベント業務企画コンペに関する質問書

平成 年 月 日

鳴門市公園緑地課宛

TEL (088) 683-6556

FAX (088) 687-3178

E-mail: koenryokuchi@city.naruto.i-tokushima.jp

提出者 事業所名:

担当者氏名:

電話番号/FAX番号:

E-mail:

質問内容

コンペ実施方法       委託業務の内容       提出書類       その他

※ 該当するものにチェックをして、質疑事項を簡潔に記入してください。

注: 質問は、1問につきこの用紙一枚を使用し、質問が複数となる場合は、この用紙を複写し提出してください。